報道機関配付資料　安城市

件名　令和８年第４回安城市議会定例会提出議案等について

令和８年１１月６日

令和８年第４回安城市議会定例会に提出する議案等については、次のとおりです。

問合せ　安城市役所　行政課法規係

電話（直通）　０５６６－７１－２２０８

安城市

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

安城市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

LINE

安城市LINE
公式アカウント
友だち募集中

令和８年第４回安城市議会定例会提出議案

議案	
条例改正	9　本
条例廃止	2　本
条例制定	1　本
補正予算	3　本
その他議案	3　本
諮問	1　本
合　計	19　本

【初日－１８本】

条例の改正について
　安城市職員の給与に関する条例の一部改正
　安城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正
　安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
　安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正
　安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正
　安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部改正
　安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
　安城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
　安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正

条例の廃止について
　安城市青少年愛護センターの設置及び管理に関する条例の廃止
　安城市青少年の家の設置及び管理に関する条例の廃止

条例の制定について
　三河安城交流拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定

令和８年度補正予算について
　一般会計
　特別会計（２会計）

その他議案について
　指定管理者の指定について（安城市総合福祉センター等）
　指定管理者の指定について（安城市中心市街地交流多目的スペース及び安城市中心市街地イベント広場）
　指定管理者の指定について（柿田公園及び里緑地）

【最終日－１本】

諮問
　人権擁護委員の推薦について

令和８年第４回安城市議会定例会付議案件

仮番	内容	
１	議案番号	第　　号議案
	議　案　名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

摘要

人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ市費負担教員以外の職員の給与を、愛知県人事委員会勧告に伴う県費負担教員の給与の改定に準じ市費負担教員の給与を改定するもの

１　市費負担教員以外の職員に係る給料表の改定

令和８年度以降の市費負担教員以外の職員に係る給料表の水準を平均３．４パーセント引き上げる。

２　市費負担教員に係る給料表の改定

令和８年度以降の市費負担教員に係る給料表の水準を平均２．９パーセント引き上げる。

３　期末手当及び勤勉手当の改定

（１）定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

年度	手当	６月期	１２月期	年間支給月数
令和８年度	期末	1.2625月分 （支給済み）	1.2875月分 （現行1.2625月分）	2.55月分 （現行2.525月分）
	勤勉	1.0625月分 （支給済み）	1.0875月分 （現行1.0625月分）	2.15月分 （現行2.125月分）
	計	2.325月分 （支給済み）	2.375月分 （現行2.325月分）	4.7月分 （現行4.65月分）
令和９年度以降	期末	1.275月分	1.275月分	2.55月分
	勤勉	1.075月分	1.075月分	2.15月分
	計	2.35月分	2.35月分	4.7月分

（２）定年前再任用短時間勤務職員

年度	手当	６月期	１２月期	年間支給月数
令和８年度	期末	0.7125月分 （支給済み）	0.7375月分 （現行0.7125月分）	1.45月分 （現行1.425月分）
	勤勉	0.5125月分 （支給済み）	0.5375月分 （現行0.5125月分）	1.05月分 （現行1.025月分）
	計	1.225月分 （支給済み）	1.275月分 （現行1.225月分）	2.5月分 （現行2.45月分）
令和９年度以降	期末	0.725月分	0.725月分	1.45月分
	勤勉	0.525月分	0.525月分	1.05月分
	計	1.25月分	1.25月分	2.5月分

４　宿日直手当の改定

（１）常直的な宿日直勤務以外の宿日直勤務

日額（限度額）４，７００円→５，０００円

（２）常直的な宿日直勤務
　　月額（限度額）２３，５００円→２５，０００円

５　市費負担教員に係る地域手当の改定
　令和８年度以降の市費負担教員に係る地域手当の支給割合を１００分の８．５から１００分の９．３に引き上げる。

（施行日）
　１、２、４及び５　令和８年１２月２６日（同年４月１日から適用）
　３のうち令和８年度分　令和８年１２月２６日（同月１日から適用）
　３のうち令和９年度以降分　令和９年４月１日

摘要

２

議案番号	第　　号議案
議案名	安城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

摘要

人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、特別職の職員で常勤のものの期末手当を改定するもの

特別職の職員で常勤のもの（市長、副市長及び教育長）の期末手当の改定

年度	６月期	１２月期	年間支給月数
令和８年度	1.75 月分 （支給済み）	1.8 月分 （現行 1.75 月分）	3.55 月分 （現行 3.5 月分）
令和９年度以降	1.775 月分	1.775 月分	3.55 月分

（施行日）
　令和８年度分　公布の日（令和８年１２月１日から適用）
　令和９年度以降分　令和９年４月１日

<table>
<tr><td>仮番</td><td colspan="3">内　　容</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3</td><td>議案番号</td><td colspan="2">第　　号議案</td></tr>
<tr><td>議案名</td><td colspan="2">安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</td></tr>
<tr><td>摘要</td><td colspan="2">人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、市議会議員の期末手当を改定するもの

市議会議員の期末手当の改定
<table><tr><td>年度</td><td>６月期</td><td>１２月期</td><td>年間支給月数</td></tr><tr><td>令和８年度</td><td>1.75 月分
（支給済み）</td><td>1.8 月分
（現行 1.75 月分）</td><td>3.55 月分
（現行 3.5 月分）</td></tr><tr><td>令和９年度以降</td><td>1.775 月分</td><td>1.775 月分</td><td>3.55 月分</td></tr></table>
（施行日）
令和８年度分　公布の日（令和８年１２月１日から適用）
令和９年度以降分　令和９年４月１日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4</td><td>議案番号</td><td colspan="2">第　　号議案</td></tr>
<tr><td>議案名</td><td colspan="2">安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</td></tr>
<tr><td>摘要</td><td colspan="2">職員を派遣することができる団体から公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会を除外するもの

（施行日）
公布の日</td></tr>
</table>

仮番	内容	
5	議案番号	第　　号議案
	議案名	安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

摘要

人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ、特定任期付職員の給与を改定するもの

1　特定任期付職員の給料月額の改定

号給	現行		改定後
1	405,000 円	→	419,000 円
2	455,000 円		470,000 円
3	508,000 円		525,000 円
4	574,000 円		593,000 円
5	655,000 円		677,000 円
6	765,000 円		790,000 円
7	893,000 円		923,000 円

2　特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の改定

年度	手当	６月期	１２月期	年間支給月数
令和８年度	期末	0.9625 月分 （支給済み）	0.9875 月分 （現行 0.9625 月分）	1.95 月分 （現行 1.925 月分）
	勤勉	0.8875 月分 （支給済み）	0.9125 月分 （現行 0.8875 月分）	1.8 月分 （現行 1.775 月分）
	計	1.85 月分 （支給済み）	1.9 月分 （現行 1.85 月分）	3.75 月分 （現行 3.7 月分）
令和９年度以降	期末	0.975 月分	0.975 月分	1.95 月分
	勤勉	0.9 月分	0.9 月分	1.8 月分
	計	1.875 月分	1.875 月分	3.75 月分

3　特定任期付職員に係る勤勉手当の額の総額の特例の新設

特定任期付職員に係る勤勉手当の額の総額について、職員の数、人事評価その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に３を超えない範囲内で当該職員の数に応じて規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で市長の承認を受けた額とする特例を設ける。

（施行日）

１　令和８年１２月２６日（同年４月１日から適用）

２のうち令和８年度分　令和８年１２月２６日（同月１日から適用）

２のうち令和９年度以降分及び３　令和９年４月１日

仮番	内	容
6	議案番号	第　　号議案
	議　案　名	安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘要	一般職の常勤職員の宿日直手当の改定に準じ、パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬の限度額を改定するもの パートタイム会計年度任用職員の報酬を次のように改定する。 （１）常直的な宿日直勤務以外の宿日直勤務 日額（限度額）４，７００円→５，０００円 （２）常直的な宿日直勤務 月額（限度額）２３，５００円→２５，０００円 （施行日） 令和８年１２月２６日（同年４月１日から適用）

仮番	内容	
7	議案番号	第　　号議案
	議案名	三河安城交流拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

摘要

三河安城交流拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関し必要な事項を定めるもの

1　プロスポーツの試合その他の催物の開催の用に供するとともに、住民の多様な交流の場として交流人口及び交流機会の増加を促進し、もって三河安城地域のにぎわいの創出を図ることを目的として安城市三河安城町一丁目地内に設置する施設（以下「三河安城交流拠点」という。）の公共施設等運営権（以下「公共施設等運営権」という。）を設定する民間事業者の選定の手続

（1）公共施設等運営権を設定される選定事業者として選定されようとする民間事業者は、市長が定める申請書に三河安城交流拠点の運営等の業務の実施に関する計画（以下「業務計画」という。）を記載した書類その他市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（2）市長は、次に掲げる基準に適合すると認める者を選定事業者として選定するものとする。

ア　三河安城交流拠点の平等な利用を確保することができること。

イ　三河安城交流拠点の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができること。

ウ　業務計画に基づく運営等を適正かつ確実に行う能力を有すること。

エ　その他市長が定める基準

（3）市長は、選定事業者を選定しようとするときは、三河安城交流拠点検討審議会の意見を聴かなければならない。

2　公共施設等運営権者（市長が公共施設等運営権を設定した選定事業者をいう。以下同じ。）が行う三河安城交流拠点の運営等の基準

（1）関係法令を遵守し、誠実に三河安城交流拠点の運営等の業務を実施すること。

（2）三河安城交流拠点の利用に関し、不当な差別的取扱いをしないこと。

（3）その他市長が定める基準

3　公共施設等運営権者が行う業務の範囲

三河安城交流拠点の設置の目的を達成するために行う三河安城交流拠点の運営等の業務とする。

4　公共施設等運営権者が収受する利用料金に関する事項

（1）三河安城交流拠点の利用料金は、公共施設等運営権者が市長と協議して定めるものとする。

（2）公共施設等運営権者は、三河安城交流拠点の利用料金を定めたときは、その額を公表するものとする。

（施行日）

公布の日

仮番	内容	
8	議案番号	第　　号議案
	議案名	安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	摘要	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもの 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する一定の性暴力等を防止し、及び当該性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で利用乳幼児と接する業務に従事する者に係る一定の性犯罪歴の確認その他の必要な措置を講じなければならないこととする。 （施行日） 令和８年１２月２５日
9	議案番号	第　　号議案
	議案名	安城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	摘要	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもの 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に対する一定の性暴力等を防止し、及び当該性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で利用乳幼児と接する業務に従事する者に係る一定の性犯罪歴の確認その他の必要な措置を講じなければならないこととする。 （施行日） 令和８年１２月２５日

仮番	内容	
10	議案番号	第　　号議案
	議案名	安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘要	安城市図書情報館のスタジオ及び有料設備の廃止に伴うもの スタジオ及び有料設備に関係する規定を削除する。 （施行日） 令和９年３月１日
11	議案番号	第　　号議案
	議案名	安城市青少年愛護センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
	摘要	安城市青少年愛護センターを廃止するもの （施行日） 令和９年４月１日
12	議案番号	第　　号議案
	議案名	安城市青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
	摘要	安城市青少年の家を廃止するもの （施行日） 令和９年４月１日

仮番	内容	
13	議案番号	第　　号議案
	議案名	令和８年度安城市一般会計補正予算（第２号）について
	摘要	資料別添
14・15	議案番号	第　　号議案　・　第　　号議案
	議案名	令和８年度安城市特別会計補正予算について
	摘要	次の２会計 国民健康保険事業（第１号） 介護保険事業（第２号） 資料別添
16	議案番号	第　　号議案
	議案名	指定管理者の指定について
	摘要	次に掲げる公の施設の指定管理者の指定をするもの 安城市総合福祉センター 安城市北部福祉センター 安城市西部福祉センター 安城市作野福祉センター 安城市桜井福祉センター 安城市中部福祉センター 安城市安祥福祉センター 安城市社会福祉会館 安城市中央児童センター 安城市西部児童センター 安城市安祥児童センター １　指定をする団体 社会福祉法人安城市社会福祉協議会 ２　指定の期間 令和９年４月１日～令和１４年３月３１日

仮番	内容	
17	議案番号	第　　号議案
	議案名	指定管理者の指定について
	摘要	安城市中心市街地交流多目的スペース及び安城市中心市街地イベント広場の指定管理者の指定をするもの １　指定をする団体 　トヨタエンタプライズ・キャッチネットワーク共同企業体 ２　指定の期間 　令和９年４月１日～令和１４年３月３１日
18	議案番号	第　　号議案
	議案名	指定管理者の指定について
	摘要	柿田公園及び里緑地の指定管理者の指定をするもの １　指定をする団体 　エリアワン・エコネットあんじょうグループ ２　指定の期間 　令和９年４月１日～令和１４年３月３１日
19	議案番号	諮問第　　号
	議案名	人権擁護委員の推薦について
	摘要	委員　神谷たか子、神谷元裕及び渡邊清貴の任期満了（令和９年３月３１日）に伴う後任の推薦 人権擁護委員 任期　　３年 委員数　８人 要件　　安城市議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員

令和８年度１２月補正予算　総括表

（単位：千円）

区　　分		補正前の額	補正額	合　　計
一　般　会　計		86,354,200	**926,434**	87,280,634
特別会計	国民健康保険事業	15,362,000	**129,723**	15,491,723
	土地取得	4,000	**0**	4,000
	有料駐車場事業	259,000	**0**	259,000
	介護保険事業	12,524,455	**6,406**	12,530,861
	後期高齢者医療	3,671,000	**0**	3,671,000
	小　　計	31,820,455	**136,129**	31,956,584
企業会計	水道事業	5,893,600	**0**	5,893,600
	下水道事業	5,843,000	**0**	5,843,000
	小　　計	11,736,600	**0**	11,736,600
合　　計		129,911,255	**1,062,563**	130,973,818

令和８年度１２月補正予算　総括資料

（単位：千円）

区分		補正額	財源内訳	
			一般財源	特定財源
一般会計		926,434	繰越金　840,236	国庫支出金　84,283 県支出金　1,013 寄附金　102 諸収入　800 計　86,198
特別会計	国民健康保険事業	129,723	一般会計繰入金　3,348 繰越金　126,375	
	介護保険事業	6,406	保険料　77 国庫支出金　125 県支出金　62 一般会計繰入金　6,142	
合計		1,062,563		

令和８年度１２月補正予算　繰越明許費計算書

（単位：千円）

会計	款	項	事業名	繰越明許金額	左の財源内訳					事業内容	
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	工事等内訳	金額
						国県支出金	地方債	その他			
一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	136,000	0	50,000	45,000	5,000	36,000	負担金	136,000
一般会計	50 教育費	05 教育総務費	茶臼山高原野外センター解体事業	257,500	0	0	0	0	257,500	委託料 工事費	3,500 254,000
合計				393,500	0	50,000	45,000	5,000	293,500		393,500

令和８年度１２月補正予算　債務負担行為補正一覧表

追　加　　（単位：千円）

区分	事　　項	期　　間	限度額	事　　業　　内　　容
【一般会計】				
臨時	ふるさと寄附業務支援事業	令和8年度～令和9年度	14,200	個人版ふるさと納税の中間支援に係る業務委託
	放課後児童支援員配置事業	令和8年度～令和9年度	16,000	児童クラブ支援員の派遣手数料
	可燃ごみ外部搬出事業	令和8年度～令和12年度	1,088,000	可燃ごみ運搬業務委託及び焼却手数料
	第４回新美南吉絵本大賞事業	令和8年度～令和9年度	1,000	第４回安城市新美南吉絵本大賞事業に係る賞賜金
	小　　計		**1,119,200**	
管理指定	中心市街地交流多目的スペース・イベント広場管理運営事業	令和8年度～令和13年度	247,000	中心市街地交流多目的スペース及びイベント広場の指定管理委託
	社会福祉協議会施設管理運営事業	令和8年度～令和13年度	3,171,000	福祉センター、児童センター等の指定管理委託
	柿田公園・里緑地管理運営事業	令和8年度～令和13年度	167,000	柿田公園及び里緑地の指定管理委託
	小　　計		**3,585,000**	
一般会計合計			**4,704,200**	
【特別会計】				
臨時	介護認定調査事業	令和8年度～令和9年度	15,000	介護認定調査委託
特別会計合計			**15,000**	
債　務　負　担　合　計			**4,719,200**	

令和８年度１２月補正予算　寄附充当一覧表

（単位：千円）

寄附者	歳入予算					充当事業				担当課	
	款	項	目	説明	補正額	款	項	目	事業名	【参考】歳出予算額	
株式会社ヤマコ	80	5	15	社会福祉総務費寄附金	2	15	5	5	地域福祉計画推進事業	82,143	社会福祉課
NPO団体　zero dream	80	5	50	保健体育総務費寄附金	100	50	30	5	地域スポーツ振興事業	20,297	スポーツ課
				計	102						

令和８年度 １２月補正予算　主 要 事 業 概 要

（単位：千円）

	事　　業　　名	補正額	財　源	内　　容	
【一般会計】					
	【職員人件費】				
1	職員人件費	293,700	一般財源 293,700	（増） 職員人件費	293,700
2	会計年度任用職員人件費	130,995	国庫支出金 283 一般財源 130,712	（増） 会計年度任用職員人件費	130,995
	【05 議会費】				
3	議会総務事務	1,145	一般財源 1,145	（増） 議員期末手当	1,026 など
	【15 民生費】				
4	地域福祉計画推進事業	3,500	寄附金 2 一般財源 3,498	（増） 地域福祉活動推進補助金	3,500
5	社会福祉協議会運営支援事業	26,000	一般財源 26,000	（増） 補助金	26,000
6	国民健康保険事業特別会計繰出事務	3,348	一般財源 3,348	（増） 国民健康保険事業特別会計繰出金	3,348

令和８年度 １２月補正予算　　主 要 事 業 概 要

（単位：千円）

	事　　業　　名	補正額	財　源	内　　容	
7	障害者通所支援事業	6,000	一般財源 6,000	（増） 身体障害者ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ運営委託料	6,000
8	介護サービス基盤整備事業	1,013	県支出金 1,013	（新） ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ提供体制確保支援事業補助金	1,013
9	介護保険事業特別会計繰出事務	6,142	一般財源 6,142	（増） 介護保険事業特別会計繰出金	6,142
10	地域介護予防活動支援事業	1,000	一般財源 1,000	（増） 委託料	1,000
11	こども養育支援事業	4,130	諸収入 800 一般財源 3,330	（増） 家事等支援ﾍﾙﾊﾟｰ派遣委託料 など	4,000
12	児童センター事業	500	一般財源 500	（増） 中央児童ｾﾝﾀｰ運営委託料 （増） 西部　〃	300 200
13	生活保護事業	112,000	国庫支出金 84,000 一般財源 28,000	（増） 生活扶助費 （増） 医療　〃	34,000 78,000
	【40 土木費】				
14	道水路管理事務	15,135	一般財源 15,135	（増） 狭あい道路整備境界調査等手数料 など	15,000

令和８年度 １２月補正予算　　主 要 事 業 概 要

（単位：千円）

	事　　業　　名	補正額	財　源	内　　容	
15	橋りょう新設改良事業	36,000	一般財源 36,000	（臨） 長田川改修関連橋梁改築負担金	36,000
	【50 教育費】				
16	少人数指導推進事業	12,122	一般財源 12,122	（増） 学校運営補助教員人件費	11,810 など
17	野外センター活用事業	257,845	一般財源 257,845	（臨） 茶臼山高原野外ｾﾝﾀｰ廃棄物処分委託料 （臨） 〃 解体工事費	3,500 254,000 など
18	要保護及準要保護児童就学援助事業（小学校）	2,200	一般財源 2,200	（増） 就学援助費	2,200
19	中学校施設管理事業	10,000	一般財源 10,000	（増） 燃料費	10,000
20	要保護及準要保護生徒就学援助事業（中学校）	4,700	一般財源 4,700	（増） 就学援助費	4,700

令和８年度 １２月補正予算　主 要 事 業 概 要

（単位：千円）

事　業　名		補正額	財　源	内　容	
【特別会計】					
21	国民健康保険事業特別会計	129,723	繰入金 3,348 一般財源 126,375	【歳入】	
				（増） 一般会計繰入金	3,348
				（増） 繰越金	126,375
				【歳入合計】	129,723
				【歳出】	
				（増） 総務費	3,348
				（増） 国民健康保険事業費納付金	111,375
				（増） 諸支出金	15,000
				【歳出合計】	129,723
22	介護保険事業特別会計	6,406	国庫支出金 125 県支出金 62 繰入金 6,142 一般財源 77	【歳入】	
				（増） 介護保険料	77
				（増） 国庫支出金	125
				（増） 県支出金	62
				（増） 一般会計繰入金	6,142
				【歳入合計】	6,406
				【歳出】	
				（増） 総務費	6,080
				（増） 地域支援事業費	326
				【歳出合計】	6,406